

居宅介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

当事業者は、ご契約者に居宅介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供します。そのサービス提供にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者がご契約者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

○事業所の所在地；伊勢崎市豊城町2780-2

○事業者、代表者；社会福祉法人光徳会 ロータスヴィレッジ

施設長 小林 直行 （電話）0270-26-9101

○ご利用の居宅介護サービスの種類

事業の種類／ 名称	群馬県知事の指定		利用 定員	サービス 提供地域	以外の場合 は、相談下 さい
	指定年月日	指定番号			
①訪問介護／ ロータスヴィレッジ ホームヘルプサービス	平成12年2月1日	1070400229	—	伊勢崎市	
②通所介護／ ウエハス 殖蓮デイサービス センター	平成12年2月1日	1070400245	40名	伊勢崎市	
③短期入所生活介護／ ロータスヴィレッジ ショートステイサービス	平成12年2月1日	1070400237	10名	伊勢崎市	

※上記①②については、介護予防・日常生活支援事業、③については介護予防事業を併設しています。

○同一敷地内において、併せて実施する事業

事業の種類／ 名称	群馬県知事の指定		利用定員
	開設年月日	指定番号	
介護老人福祉施設／ 特別養護老人ホーム ロータスヴィレッジ	平成6年4月1日	1070400211	60名
居宅介護支援／ ロータスヴィレッジ ケアマネジメント	平成12年2月1日	1070400088	—

◆ケアハウス涼花苑／介護保険適用外／15名定員

2. 施設の運営の目的と方針

目的－社会福祉の精神にのっとり、高齢者の尊厳を守り、高齢者の自立を支援し、高齢者の清潔の保持に努めることとする。

方針－事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 設備の概要

○通所介護／^{ウエハス}殖蓮デイサービスセンター

定 員	40名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	休養室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります	送迎車	4台

○短期入所生活介護／ロータスヴィレッジショートステイサービス

定 員		1 0 名	静養室	1 室
居室	4 人部屋	1 2 室	医務室	1 室
	2 人部屋	4 室	食堂ホール	1 室
	個室	4 室	機能訓練室	1 室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。	デイルーム	2 ヶ所

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

4. 職員の配置状況

(常勤／非常勤)

職 種		①訪問介護	②通所介護	③短期入所生活介護
管理者		1名(兼務)		
生活相談員		—	3名	1名
サービス提供責任者		1名	—	—
介護職員	介護福祉士	3名	7名	22名
	看護師	—	3名	4名
	社会福祉主事	—	—	1名
	介護職員初任者研修	—	—	4名
	ホームヘルパー1級、2級	1名	1名	2名
	その他	—	5名	5名
管理栄養士		—	1名(兼務)	
医師		—	—	1名

5. 営業時間

①訪問介護／ロータスヴィレッジホームヘルプサービス

- ・ 8:00～18:00
- ・ 月～土曜日、祭日は、営業致します。日曜日、1/1はお休み致します。
- (注) ・ 職員人員の都合上、お引き受けできない場合もあります
- ・ サービス提供時間については随時対応します

②通所介護／^{ウエハス}殖蓮デイサービスセンター

- ・ 8:30～17:30
- ・ 月～土曜日、祭日は、営業致します。日曜日、12/31～1/3はお休み致します。
- (注) ・ 定員の都合上、お引き受けできない場合もあります
- ・ サービス提供時間(延長時間等)については随時対応します。
- ・ サテライト事業所「デイサービス蓮花」にての対応もできます。

③短期入所生活介護／ロータスヴィレッジショートステイサービス

- ・ 年中無休 (注) 定員の都合上、お引き受けできない場合もあります

6. サービス内容と利用料

サービスの内容については、契約書第5条に基づき、利用者の担当介護支援専門員のケアプランを踏まえ、本人の心身の状況、環境、本人及び家族の希望等を勘案して同意の上、介護計画を作成し、サービスを提供、実施します。また、必要に応じ、見直しを行います。

利用料は、厚生労働省令に基づいて設定されています。負担額は、記載されている単位数を1ヶ月毎に合算した合計単位数（サービス種毎）に、下記表示した1単位の単価を乗した額の1割または2割、3割（厚生労働省の定める基準による）になります。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担（いわゆる実費負担）となります。

- 1単位の単価
 - ①訪問介護（ホームヘルプサービス）／10.21円
 - ②通所介護（デイサービス）／10.14円
 - ③短期入所生活介護（ショートステイサービス）／10.17円
- 厚生労働省の定める基準により、介護職員に係る賃金の改善、待遇の改善等を行っている場合、以下のそれぞれの割合が、サービス種毎に、加算されます。（介護度ごとの支給限度額には含みません）

【令和6年4月、5月適用】

サービス種\加算	介護職員処遇改善 加算	介護職員等特定処遇 改善加算	介護職員等ベース アップ等加算
①訪問介護	13.7%	6.3%	2.4%
②通所介護	5.9%	1.2%	1.1%
③短期入所生活介護	8.3%	2.7%	1.6%

【令和6年6月以降適用】

サービス種\加算	介護職員等処遇改善 加算
①訪問介護	22.4%
②通所介護	9.2%
③短期入所生活介護	14.0%

（介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等加算とも廃止）

《利用料の計算例》

身体介護30分以上1時間未満（1回387単位）の訪問介護サービスを4回、特定事業所加算10%、介護職員処遇改善加算13.7%、介護職員等特定処遇改善加算6.3%、介護職員等ベースアップ等加算2.4%、1割負担（保険9割）にて利用した場合、費用額と保険請求額、利用者負担額は以下のようになります。1単位の単価、訪問介護は10.21円です。

- ・単位数合計；特定事業所加算10%を算定した1回あたりの単位数

$$387\text{単位} \times 1.1 = 425.7 \text{（四捨五入）} \rightarrow 426\text{単位}$$

$$\text{この訪問介護サービスを、4回} \rightarrow 426\text{単位} \times 4\text{回} = 1,704\text{単位}$$

介護職員処遇改善加算13.7%を算定する

$$1,704\text{単位} \times 1.137 = 1,937.448 \text{（四捨五入）} \rightarrow 1,937\text{単位} \quad \text{①}$$

$$1,704\text{単位} \times 0.063 = 107.352 \text{（四捨五入）} \rightarrow 107\text{単位} \quad \text{②}$$

$$1,704\text{単位} \times 0.024 = 40.896 \text{（四捨五入）} \rightarrow 41\text{単位} \quad \text{③}$$

$$\text{①②③の合計} \rightarrow 1,937\text{単位} + 107\text{単位} + 41\text{単位} = \underline{2,085\text{単位}}$$

$$\text{・費用額；} \underline{2,085\text{単位}} \times 10.21\text{円} = 21,287.85 \text{（切り捨て）} \rightarrow 21,287\text{円}$$

$$\text{・保険請求額；} 21,287\text{円} \times 9\text{割} = 19,158.3 \text{（切り捨て）} \rightarrow 19,158\text{円}$$

・利用者負担額；費用額21,287円－保険請求額19,158円＝2,129円

※小数点以下について、単位を計算するときは四捨五入を、金額を計算するときは切り捨てを使い、ひと計算毎に整数化します。

※訪問介護を例にとりましたが、他のサービス種でも計算の考え方は同じです。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

【サービスの内容】

▼身体介護が中心

食事、入浴、排泄、清拭、体位交換、移乗、整容、外出時の見守り等などの介助。

▼生活援助が中心

調理、掃除、洗濯、布団干し、買い物、薬もらいなど。本人の日常生活に属する援助。

★介護保険適用の単位数（1単位の単価＝10,21円）

【生活援助】の基本単位数

20分～45分・・・179

45分～・・・220

【身体介護】の基本単位数

20分未満・・・163

30分～1時間・・・387

20分～30分・・・244

以降、30分増す毎・・・＋82

・上記に引き続き、20分以上の生活援助を行った場合、25分増す毎に、65単位加算されます。上限は195単位です。（20分未満の身体介護との併用はできません）

*基本単位数に対し、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は、25%増しになります。深夜（午後10～午前6時）は50%増しになります。

*2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上、上記の基本料金の2倍の料金となります。

《例》2人の訪問介護員でサービスを行う場合

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合 など

*特定事業所加算―所定単位数の10%が加算されます。

以下の厚生労働省が定める基準を遵守し、質の高いサービスの提供を行うことにより加算されます。

〈体制要件〉

①事業所のヘルパーに対して計画的に研修を実施

②サービス提供責任者が、ヘルパーに対し、利用者に関する情報等を随時、連絡、報告を受けていること

③ヘルパーの健康診断を定期的の実施している

〈人材要件〉

①事業所のヘルパーの50%以上が、介護福祉士及び1級課程修了者である

②サービス提供責任者が、3年以上の経験を有する介護福祉士もしくは、5年以上の経験を要する1級課程修了者であること

*通院等乗降介助 片道99単位／回

通院等のため、車両への乗降介助、それに伴う屋内外への介助、又は、通院先もしくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助

***緊急時訪問介護** 100単位/回

利用者及びその家族等からの要請に基づき、担当の介護支援専門員が必要と認めた場合に、所定のサービス単位に、加算されます

★介護予防・日常生活支援総合事業の単位数（1単位の単価＝10,21円）

事業対象者、要支援1、要支援2の方が、介護予防プランに基づき、利用できます。

週1回程度の利用が必要な場合・・・1,176単位/月（39単位/日）

週2回程度の利用が必要な場合・・・2,349単位/月（78単位/日）

週3回以上の利用が必要な場合・・・3,727単位/月（124単位/日）

注）月途中からの利用開始や他の介護予防サービスを受けた場合、日割り計算となる場合があります。

（介護、予防共通加算）

***初回加算** 200単位/月

新規の訪問介護計画の作成の場合に算定されます

***生活機能向上連携加算** 100単位/月（月1回、3ヶ月間を限度とする）

訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と連携し、訪問介護サービスを利用した場合に算定されます

***同一事業所建物減算** 所定単位数のマイナス10%

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合に算定されます

★介護保険、介護予防給付適用外の費用

通常の営業地域を越えてサービスを行う際の交通費・・・1kmあたり 40円

【サービス実施時の留意事項】

1. 訪問介護員の指名

◇利用者及びその家族等から、特定の訪問介護員の指名はできません。

2. 訪問介護員の交替

◇利用者からの交替の申し出

利用者及びその家族等は、訪問介護サービスの利用にあたり、事業者が選任した訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、訪問介護員の交替を申し出ることができます。

◇事業者からの交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合には、利用者及びその家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

3. 定められた業務以外の禁止

◇訪問介護サービスの利用にあたり、利用者は、担当介護支援専門員が作成するケアプランで定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

◇訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

4. 買い物について

◇買い物に係る費用は、生活圏内の利用については、無料です。

5. 備品等の使用

◇訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合や緊急時の電話連絡においても、電話を使用させていただきます。

6. 訪問介護員の禁止行為

◇訪問介護員は、訪問介護サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

- ①国で認められた医療的ケア以外の医療行為
- ②利用者もしくはその家族等からの物品等の授受
- ③利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取扱うこと
- ⑥飲酒及び喫煙
- ⑦その他、利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 乗降介助について

◇乗降車の際に、その前後に身体介護を行う場合、身体介護中心型の所定単位数を算定することがあります。

◇乗降車の場所については、ケアプランに示された場所と自宅を原則とします。

② 通所介護（デイサービス）

【サービスの内容】

▼介護サービスの提供

利用者の心身の状況に応じ、適切な介護技術のもと、日常生活の支援を行います。

▼健康管理

常に利用者の健康の状況に注意し、健康上の管理等を行い、必要に応じ適切な措置をとります。

▼送迎 家族送迎の出来ない方に、送迎サービスを行います。

▼入浴 一般浴槽、機械浴槽を使用して入浴（シャワー浴）又は清拭を行います。

▼排泄 排泄の介助、を行います。

▼食事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

▼栄養食事相談

施設の管理栄養士が、適時、栄養食事相談を行います。また、通所介護計画にも栄養ケアマネジメントを盛り込み、適切な処遇を行います。

▼口腔衛生 口腔清掃や摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行います。

▼レクリエーション

利用者の心身等の状況に応じて、様々なレクリエーションを行います。ご自由に参加できます。また、花見などの外気浴、季節の行事などを行っています。

▼機能回復訓練等及びマッサージ等

利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復や減退、老化の防止のために、機能回復訓練等を行います。

▼地域との連携

地域の住民や小中学校、各種ボランティア団体の慰問や訪問、市町村が行う介護相談員の受入等、地域との連携、交流に努めています。

★介護保険適用の単位数（１単位の単価＝１０．１４円）

＊単位数（通常規模型）

	３時間以上 ４時間未満	４時間以上 ５時間未満	５時間以上 ６時間未満	６時間以上 ７時間未満
介護度１	３７０	３８８	５７０	５８４
介護度２	４２３	４４４	６７３	６８９
介護度３	４７９	５０２	７７７	７９６
介護度４	５３３	５６０	８８０	９０１
介護度５	５８８	６１７	９８４	１，００８
	７時間以上 ８時間未満	８時間以上 ９時間未満	２時間以上 ３時間未満	
介護度１	６５８	６６９	２７２	
介護度２	７７７	７９１	３１１	
介護度３	９００	９１５	３５１	
介護度４	１，０２３	１，０４１	３９２	
介護度５	１，１４８	１，１６８	４３２	

＊入浴介助加算Ⅰ ４０単位／日

一般入浴、特別入浴（機械浴槽を使用する等）された場合に加算されます。

＊入浴介助加算Ⅱ ５５単位／日

厚生労働省の定める基準により、利用者宅の浴室環境を勘案し、「個別入浴計画」を作成、それに則り、入浴された場合に加算されます。

＊時間延長サービス 利用時間１時間延長毎に＋５０単位、加算されます。

９時間以上１０時間未満は＋５０単位、

１０時間以上１１時間未満は＋１００単位、

１１時間以上１２時間未満は＋１５０単位、・・・以下、継続

＊口腔機能向上加算 １５０単位／回（月２回を限度とします）

口腔機能が低下している方やおそれのある方に対して、口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃や摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行います。

＊個別機能訓練加算（Ⅰ）Ⅰ ５６単位／日

厚生労働省の定める基準により、利用者の生活機能及び身体機能の維持・向上を図ることを目的に、機能訓練の提供を受けた場合に加算されます。

＊認知症加算 ６０単位／日

厚生労働省の定める基準により、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して、認知症介護の研修を修了した職員が配置されている場合に、加算されます。

★介護予防・日常生活支援総合事業の単位数（１単位の単価＝１０．１４円）

事業対象者、要支援１、要支援２の方が、介護予防プランに基づき、利用できます。

＊基本単位数 事業対象者、要支援１；１，７９８単位／月（５９単位／日）

要支援２；３，６２１単位／月（１１９単位／日）

注）月途中からの利用開始の場合や、他の介護予防サービスを受けた場合、

日割り計算となる場合があります。

＊生活機能向上グループ活動加算 １００単位／月

厚生労働省の定める基準により、利用者の生活機能の向上や生活意欲の増進を支援できるようなプログラムを、計画、実施した場合、加算されます。

***生活機能向上加算（Ⅰ）** 100単位／3月に1回

厚生労働省の定める基準により、利用者の運動器の機能向上や自立した日常生活を支援することを目的としたプログラムを、計画、実施した場合、加算されます。

***口腔機能向上加算（Ⅰ）** 150単位／月

口腔機能が低下している方やおそれのある方に対し、口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃や摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行います。
(生活機能向上グループ活動加算と口腔機能向上加算の併用加算はしません)

***口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）** 5単位／月

利用開始時、及び利用中6月毎に口腔のスクリーニングまたは、栄養のスクリーニングを行った場合に、加算されます。

*** 栄養アセスメント加算** 50単位／月

低栄養状態の利用者に対して、厚生労働省の定める基準により、栄養状態の改善を目的としたプログラムを、計画、実施した場合に、加算されます。

(介護、予防共通)

***栄養改善加算** 200単位／回（月2回まで、但し、3ヶ月間に限り）

低栄養状態にある方やおそれのある方に対して、低栄養状態の改善や栄養相談等の栄養管理を行います。

***若年性認知症利用者受入加算**

初老期における認知症により要介護と認定された若年性認知症利用者の方が、利用した場合は、加算されます。

○要支援1、2 = 240単位／月 ○要介護1～5 = 60単位／日

***科学的介護推進体制加算** 40単位／月

科学的情報システム「LIFE」に適合した通所介護計画書を「PDCAサイクル」にて活用した場合に、加算されます。

***サービス提供体制強化加算**

厚生労働省の定める基準により、要件を満たすときに、いずれかが加算されます。

○サービス提供体制強化加算Ⅰ

- ・介護福祉士が、介護職員の70%以上、または
勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上であるとき

介護度1～5 = 22単位／日、要支援1 = 88単位／月、要支援2 = 176単位／月

○サービス提供体制強化加算Ⅱ

- ・介護福祉士が、介護職員の50%以上であるとき

介護度1～5 = 18単位／日、要支援1 = 72単位／月、要支援2 = 144単位／月

○サービス提供体制強化加算Ⅲ

- ・介護福祉士が、介護職員の40%以上、または

勤続年数7年以上の職員が、サービス直接提供職員の30%以上であるとき
介護度1～5 = 6単位／日、要支援1 = 24単位／月、要支援2 = 48単位／月

***送迎減算** 当施設にて送迎を行わない場合、片道47単位減算となります。

*** 同一事業所建物減算**

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービス行う場合以下、それぞれの単位数を減算する。

○事業対象者、要支援1 = 376／月、要支援2 = 752単位／月

○要介護1～5 = 94単位／日

★介護保険、介護予防給付適用外の費用

＊食事代 昼食／610円（飲料、おやつ代含む） 夕食／520円

＊おむつ代 100円／枚

★サービス実施時の留意事項

1. お持ちいただくもの

お便り帳、着替え、上靴（名前を記入して下さい）、おむつ（必要に応じて）、薬

2. 施設・設備の使用上の注意

◇居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

◇故意、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

◇職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

3. 喫煙

◇館内は原則禁煙です。ご希望の方は事業所内の所定の喫煙スペースで行って下さい。

4. 理髪・美容

◇ご利用中に、理美容のサービスを受けられる場合があります。別途料金となります。

5. 利用者間で起きたトラブルについては、当事者間での、相談、解決を原則とします。

6. 施設の衛生管理上、飲食物の持ち込みは、原則禁止しています。

7. 施設の安全管理上、多額な金銭の持ち込みは、ご遠慮下さい。

8. 感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、厚生労働省の基準に則り、基本報酬への加算が行われることがあります。

9. 以下「殖蓮デイサービスセンターサテライト事業所デイサービス蓮花」については、必要や希望に応じ、利用することが出来ます。

i、事業所の所在地；伊勢崎市今泉町1丁目1530-2 （電話）22-0355

ii、設備の概要

・食堂兼機能訓練室 ・浴室 ・静養室 ・相談室 ・バリアフリースイレ

iii、サービス内容と利用料、営業日、営業時間、その他について、殖蓮デイサービスセンターに準じます。

③ 短期入所生活介護（ショートステイサービス）

【サービスの内容】

▼介護サービスの提供

利用者の心身の状況に応じ、在宅復帰を念頭に置き、適切な技術をもって、日常生活を支援します。

▼居室の提供

滞在するにあたり、多床室等の居室と、施設の設備を利用出来ます。

▼健康管理

常に利用者の健康の状況に注意し、健康上の管理等を行い、必要に応じ適切な措置をとります。

▼送迎 家族送迎の出来ない方に、送迎サービスを行います。

▼入浴 一般浴槽、機械浴槽を使用して入浴（シャワー浴）又は清拭を行います。

▼排泄 排泄の介助を行います。

▼食事

管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

▼栄養食事相談

施設の管理栄養士が、適時、栄養食事相談を行います。また、短期入所生活介護計画にも栄養ケアマネジメントを盛り込み、適切な処遇を行います。

▼療養食の提供

病状等に応じて、医師の食事せんに基づき、療養食を提供します。

▼口腔衛生

口腔清掃や摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行います。

▼レクリエーション

利用者の心身等の状況に応じて、様々なレクリエーションを行います。ご自由に参加できます。また、花見などの外気浴、季節の行事などを行っています。

▼機能訓練

利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復や減退、老化の防止のために、機能訓練を行います。

▼地域との連携

地域の住民や小中学校、各種ボランティア団体の慰問や訪問、市町村が行う介護相談員の受入等、地域との連携、交流に努めています。

▼介護相談、健康相談

利用者とその家族からのご相談に応じます。

▼その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

★介護保険適用の単位数（1単位の単価＝10,17円）

*基本単位数（1日あたり）

要介護度1／603 要介護度2／672 要介護度3／745
要介護度4／815 要介護度5／884

*看護体制加算Ⅰ 常勤の看護師1名以上配置しています。1日4単位追加されます。

*緊急短期入所受入加算 90単位／日（7日もしくは14日を限度として加算）

居宅サービス計画において、計画的に行うこととなっていなくとも、利用者の状態や家族等の事情により、担当の介護支援専門員が、緊急に入所利用する必要があると認めた場合、加算されます。

（下記 *認知症行動・心理症状緊急対応加算 との併用加算はしません）

*長期利用者提供減算 -30単位／日

31日を超える利用の場合、以降60日まで、所定単位数より、30単位減算されます。61日以降は、以下の単位数になります。

要介護度1／573 要介護度2／642 要介護度3／715
要介護度4／785 要介護度5／854

★介護予防短期入所者生活介護適用の単位数（1単位の単価＝10,17円）

要支援1、要支援2の方が、介護予防プランに基づき、利用できます

*基本単位数 要支援1；446単位／日 要支援2；555単位／日

（介護、予防共通加算）

*送迎代 片道につき、184単位追加されます

＊療養食加算 下記の治療食を提供した場合、1回8単位追加されます

◎対象となる治療食

〔糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食、及び特別な場合の検査食〕

＊認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位／日（7日を限度として加算）

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した場合

＊若年性認知症利用者受入加算 120単位／日

初老期における認知症により要介護と認定された若年性認知症利用者の方が、利用した場合（＊ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 を算定する場合は不可）

＊サービス提供体制強化加算

厚生労働省の定める基準により、以下の要件を満たすときに、いずれかが加算されます。

○サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位／日

・介護福祉士が、介護職員の80%以上、または
勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上であるとき

○サービス提供体制強化加算Ⅱ－18単位／日

・介護福祉士が、介護職員の60%以上であるとき

○サービス提供体制強化加算Ⅲ－6単位／日

・介護福祉士が、介護職員の50%以上、または
常勤職員が、介護、看護職員の75%以上、または
勤続年数7年以上の職員が、総職員の30%以上であるとき

★介護保険、介護予防給付適用外の費用

（令和6年4月～7月）

利用者負担段階	【食費】／1日	【滞在費】／1日
4	1,445円	855円
3②	1,300円	370円
3①	1,000円	370円
2	600円	370円
1	300円	0円

（令和6年8月～）

利用者負担段階	【食費】／1日	【滞在費】／1日
4	1,445円	915円
3②	1,300円	430円
3①	1,000円	430円
2	600円	430円
1	300円	0円

＊利用者負担段階－利用者の世帯収入により変わります。

＊食事－食材料費及び調理費（内訳－朝食315円、昼食610円、夕食520円）

＊滞在費－室料に要する費用、滞在に要する電気、水道の費用

★サービス実施時の留意事項

1. お持ちいただくもの；お便り帳、着替え、上靴（名前を書いて下さい）、薬
2. 施設・設備の使用上の注意 《同 通所介護》
3. 喫煙《同 通所介護》

4. 理髪・美容《 同 通所介護》

5. 利用者間で起きたトラブルについては、当事者間での、相談、解決を原則とします。

6. 施設の衛生管理上、飲食物の持ち込みは、禁止しています。

7. 施設の安全管理上、多額な金銭の持ち込みは、ご遠慮下さい。

8. 食事について

緊急の退所など、食事を提供したにも関わらず、本人の責に帰さない事由で、食さなかった場合には、費用は徴収致しません。

9. サービス利用中の医療の提供について

ご利用期間中に医療が必要となった場合には、基本的には、当施設の協力医療機関において、通院、受診することになります。利用者の希望により、主治医等、受診する場合には、担当者に、随時、連絡、相談して下さい。

○利用の中止、変更、追加

▼利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者にご連絡下さい。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

また、介護予防・日常生活支援総合事業には適用されません。

・連絡のあった場合／無 料 ・連絡のなかった場合／1, 0 0 0 円

▼サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

○サービス料金のお支払い方法（所定の手続きをお取り下さい）

▼サービスの料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求します。翌月 2 0 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

・下記指定口座へのお振り込み

東和銀行 伊勢崎東支店（支店番号 0 2 3） 普通預金 1 8 6 7 3 8

名義 ロータス居宅サービス 代表 コバヤシオキ

・金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用金融機関；東和銀行。または、

郵便局、群馬県内に本店のある他銀行及び信金等（引落手数料がかかります）

○サービス提供における事業者の義務

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、契約書に規定される義務を負い、当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたり以下の事を遵守します。

①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

②利用者の体調、健康状態から、必要な場合には、医師又は看護師、看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認し、必要な処置をとります。

③実習生や研修生によりサービスを提供する場合は、事前に、利用者への了解、同意を得ます。

④事業者及び職員等の従事者（実習生や研修生を含む）は、個人情報保護法に則り、サービスを提供するにあたって知り得た利用者またはご家族等に関する個人情報を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合や、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、医療その他関係機関等に、利用者の心身等の情報を提供します。

- ⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者、または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供時において、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関、事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従う等必要な処置を講じます。また、家族等への緊急連絡先に連絡いたします。

8. 身体的拘束等の適正化について

当事業者は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず前記の身体的拘束等を行う場合には、各々の関係機関と連携をとり、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、事業者は、身体的拘束等の適正化のために、別に設ける「身体的拘束等適正化委員会」において定められている「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づき、従事者に周知徹底を図ります。

9. 高齢者虐待の取り組みについて

当事業者は、高齢者虐待防止法に則り、高齢者の尊厳の保持、権利利益の擁護に努め、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、高齢者の福祉を図ります。研修の実施や虐待防止の取り組みを講じ、別に設ける「高齢者虐待防止委員会」において定められている「高齢者虐待防止のための指針」に基づき、従事者に周知徹底を図ります。

10. 事故防止及び事故発生時の対応について

介護事故の防止、ヒヤリハット事例の報告、検討や、事故発生時の対応などを定めた指針、マニュアルを作成し、介護に係る安全の確保に努めています。

また、利用者に対する居宅介護サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故に際して取った処置について記録します。

11. 感染症管理体制について

当事業者は、平常時における感染症及び食中毒の予防、まん延の防止や、発生時の対応などを定めた指針を作成し、衛生管理に努めています。万一、施設において感染症等がまん延した場合、また利用者が罹患している場合には、まん延防止、まん延予防のため、利用制限、中止していただく場合があります。

12. 業務継続に向けた取り組み及び非常災害時の対策

災害や感染症等が発生した場合にあっても、必要な介護サービスを、安定的、継続的に提供するために、業務継続計画（BCP）を作成し、それに基づいた体制を整えています。

①業務継続計画に則った訓練、研修の実施

非常災害時の対策としては、別途定める「社会福祉法人光徳会 ロータスヴィレッジ 消防計画」にのっとり、対応を行います。また、年2回以上、夜間及び昼間を想定した様々な訓練を実施しています。

感染症（コロナウィルスなど）が発生した場合を想定した、訓練や研修を、随時おこなっています。

②平常時の対応

防災設備の安全に関して、全館スプリンクラー設置、自動火災報知器、煙探知機の設置、消火器及び屋内散水栓の配備、防災加工の壁や防災カーテンの使用、食料備蓄倉庫の設置、等万全を期しています。消防設備点検については、年2回実施しています。その他の設備に関しても、法定検査等の対策をしています。

③近隣との協力関係

豊城町の方々を中心に防災協力員が約50名登録されております。

④福祉避難所としての機能

伊勢崎市と、災害時の福祉避難所として、連携、協力しています。

1 3. 苦情等申立窓口

当事業者のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情等がございましたら、お気軽にご連絡ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。また、当施設以外にも、群馬県、伊勢崎市、国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口、第三者委員等でも受け付けています。

○苦情相談窓口『ロータスヴィレッジ目安箱係』（電話26-9101）

担当者 施設長 小林直行

○群馬県庁 介護高齢課 027-223-1111

○伊勢崎市役所 介護保険課及び地域包括支援センター 0270-24-5111

○国民健康保険団体連合会苦情相談窓口 027-290-1323

○第三者委員 必要に応じ、対応いたします

1 4. 事業所におけるハラスメントの対応について

当事業者は、厚生労働省が規定する、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して、雇用管理上講ずべき措置等についての指針に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント、カスタマーハラスメントなどの「職場におけるハラスメント」の防止のための措置を講じています。

1 5. 損害賠償について

当事業者の責任により、利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を、考慮し相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の3日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。下記の事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。また、契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

①利用者が死亡した場合

②要介護認定により、利用者の心身の状況が自立と判定された場合

- ③事業者が解散した場合、破産した場合、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の3日前までお申し出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ・利用者が入院された場合（一部解約は出来ません）
- ・利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」もしくは介護予防プランが変更された場合（一部解約は出来ません）
- ・事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・他の利用者が、身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

⑦事業者から契約解除を申し出た場合

契約の有効期間中であっても、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ・利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・利用者による、サービス利用料金の支払いが、3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ・利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（令和3年4月1日より改定）

（令和3年8月1日より改定）

（令和4年10月1日より改定）

（令和6年4月1日より改定）

本契約を証するため、利用者事業者は署名又は記名押印のうえ、本契約書を2通作成し、利用者、事業者各1通保有します。

令和 年 月 日

(利用者)

私は、以上の契約と上記重要事項の説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。また、居宅介護サービス及び介護予防サービス契約書第15条の秘密保持に関し、私のより良き介護のため、居宅介護サービス及び介護予防サービス計画等において、私並びに私の家族及び、私に類縁する個人情報について、事業の実施に必要な関係する者からの情報収集や情報提示等その他につき、契約の有効期間中、必要最小限の範囲で用いることに同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 電話番号 _____

(署名代行者)

*身元引受人と同じ場合は不要

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認した上、署名を代行しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 電話番号 _____

利用者との関係 ()

署名を代行した理由 ()

(身元引受人)

私は、以上の契約につき説明を受け身元引受人の責任について理解しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 電話番号 _____

利用者との関係 ()

(事業者)

当施設は利用者の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。
また、利用者に、本書面に基づいて、上記重要事項の説明をしました。

社会福祉法人 光徳会 ロータスヴィレッジ

施設長 小林 直行 印

(説明者)

職種 ; [] 氏名 : _____ 印